

議第 4 9 号

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条
例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第 2 5 条 略 2 略 3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学の 学部で、心理学を専修する学科若しくはこ れに相当する課程を修めて卒業した者で あって、個人及び集団心理療法の技術を有 するもの又はこれと同等以上の能力を有 すると認められる者でなければならない。 4～6 略	(職員) 第 2 5 条 略 2 略 3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学 <u>（短期大学を除く。）</u> 若しくは大学院にお いて、心理学を専修する学科、 <u>研究科</u> 若し しくはこれに相当する課程を修めて卒業し た者であって、個人及び集団心理療法の技 術を有するもの又はこれと同等以上の能 力を有すると認められる者でなければな らない。 4～6 略

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備
をするため、この条例案を提出する。